

第3 騒音・振動・悪臭

1 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地 域	該当類型
騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域	A
騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域	B
騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域	C

2 騒音に係る環境基準の地域類型の指定図

（平成24年3月31日現在）



環境基準のA・B・C類型を指定した市町
 環境基準のB・C類型を指定した市町

資料：県環境保全課

3 環境騒音の環境基準達成状況

(平成23年度)

地域	時間帯	内容	A類型	B類型	C類型	未指定	計	
一般地域	昼間	測定件数	43	130	62	34	269	
		達成件数	42	119	55	33	249	
		達成率(%)	97.7%	91.5%	88.7%	97.1%	92.6%	
	夜間	測定件数	8	22	12	0	42	
		達成件数	5	11	6	0	22	
		達成率(%)	62.5%	50.0%	50.0%		52.4%	
道路に面する地域	後背地	昼間	測定件数	4	26	23	5	58
			達成件数	4	26	22	5	57
			達成率(%)	100.0%	100.0%	95.7%	100.0%	98.3%
		夜間	測定件数	2	9	4	0	15
			達成件数	1	8	3	0	12
			達成率(%)	50.0%	88.9%	75.0%		80.0%
	道路端	昼間	測定件数	8	83	96	84	271
			達成件数	2	64	78	80	224
			達成率(%)	25.0%	77.1%	81.3%	95.2%	82.7%
		夜間	測定件数	4	17	17	0	38
			達成件数	3	14	9	0	26
			達成率(%)	75.0%	82.4%	52.9%		68.4%

資料: 県環境保全課

(注) 1 未指定地域は、B類型の地域として評価した。

2 昼間: 6時~22時 夜間: 22時~6時

4 自動車騒音の環境基準達成状況

(平成23年度)

環境基準の 類 型	測定地点数	環境基準達成地点数		
		昼夜	昼間	夜間
A 類 型	8	2	2	3
B 類 型	83	14	64	14
C 類 型	96	9	78	9

資料: 県環境保全課

5 自動車騒音測定結果

(平成23年度)

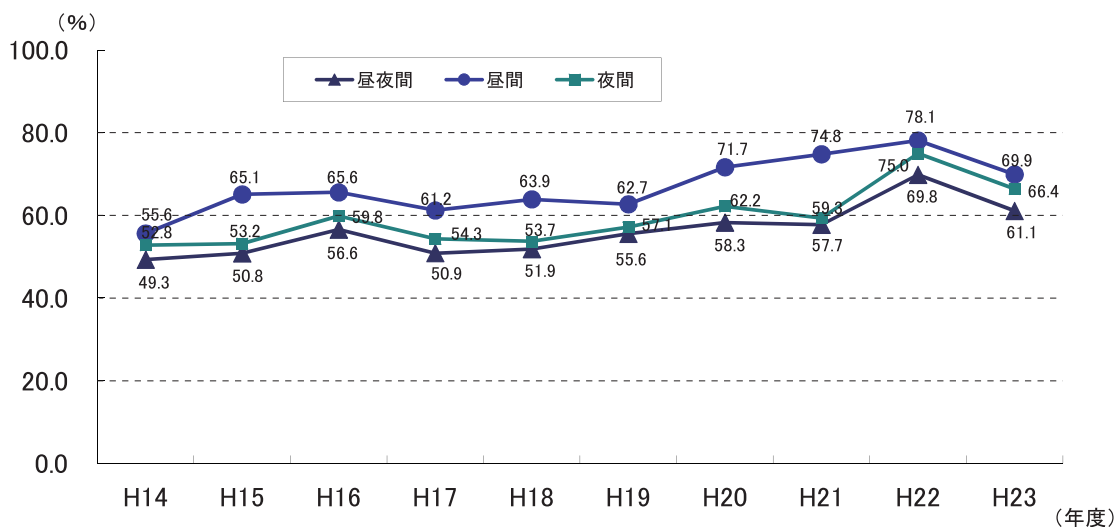
番号	道路名	測定場所	環境基準準拠型	車線数	防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)	
						車道端からの距離	住宅等からの距離	地上からの高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
										Leq (6時~22時)	Leq (22時~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過					
1	広島東インター線 (高速1号線)	広島市東区温品2丁目26番	A	4	有	5.3	5.0	1.2	23.11.15~23.11.16	58.5	57.9	○	○	-	-	-	-
2	一般国道2号	広島市安芸区上瀬野2丁目12番	B	2	無	1.2	7.1	1.2	23.11.7~23.11.14	70.6	70.1	×	×	209	141	26.8	31.9
3	一般国道2号	広島市安芸区中野東6丁目1番	C	2	無	1.8	0.5	1.2	23.11.7~23.11.14	71.4	70.6	×	×	309	166	35.3	29.5
4	一般国道2号	広島市安芸区船越南3丁目22番	C	4	無	11.4	0.0	1.2	23.11.15~23.11.16	64.3	61.2	○	○	-	-	-	-
5	一般国道2号	広島市南区向洋本町19番	B	4	無	7.4	3.0	1.2	23.11.15~23.11.16	70.5	68.3	×	×	-	-	-	-
6	一般国道2号	広島市南区向洋本町7番	B	4	有	4.7	1.0	1.2	23.11.15~23.11.16	62.0	59.2	○	○	-	-	-	-
7	一般国道2号	広島市南区霞2丁目9番	C	6	無	2.8	0.0	1.2	23.10.26~23.11.2	69.0	66.9	○	×	719	421	15.0	15.4
8	一般国道2号	広島市中区南竹屋町2番	C	6	無	5.5	0.0	1.2	23.11.15~23.11.16	70.6	68.5	×	×	-	-	-	-
9	一般国道2号	広島市西区観音本町1丁目12番	C	7	有	7.5	0.0	1.2	23.11.30~23.12.1	68.5	66.0	○	×	-	-	-	-
10	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市西区已斐本町2丁目21番	C	9	有	5.8	0.0	1.2	23.11.30~23.12.1	70.3	64.5	×	○	-	-	-	-
11	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市西区古江西町12番	B	4	有	16.5	0.0	1.2	23.11.30~23.12.1	70.1	64.1	×	○	-	-	-	-
12	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市西区井口台1丁目3番	B	5	有	22.5	5.0	1.5	23.11.30~23.12.1	62.1	58.8	○	○	-	-	-	-
13	一般国道2号 (西広島バイパス)	広島市佐伯区五日市中央7丁目24番	C	8	有	4.9	3.0	1.2	23.11.30~23.12.1	70.6	67.3	×	×	-	-	-	-
14	一般国道54号	広島市中区袋町5番	C	6	無	7.7	0.0	1.2	23.11.28~23.11.29	70.4	66.6	×	×	-	-	-	-
15	一般国道54号 (祇園新道)	広島市中区基町20番	B	4	無	2.4	22.0	1.2	23.11.24~23.11.25	70.1	65.9	×	×	-	-	-	-
16	一般国道54号 (祇園新道)	広島市東区牛田新町1丁目8番	B	8	無	8.4	0.0	1.2	23.11.24~23.11.25	71.0	68.0	×	×	-	-	-	-
17	一般国道54号 (祇園新道)	広島市安佐南区西原4丁目42番	C	6	無	12.6	0.0	1.2	23.11.21~23.11.22	68.9	64.1	○	○	-	-	-	-
18	一般国道54号 (祇園新道)	広島市安佐南区緑井6丁目23番	C	6	無	6.3	4.0	1.2	23.11.21~23.11.22	66.3	61.4	○	○	-	-	-	-
19	一般国道54号	広島市安佐南区八木5丁目12番	B	4	無	2.1	1.0	1.2	23.10.26~23.11.2	76.3	71.7	×	×	398	184	12.1	5.4
20	一般国道54号	広島市安佐北区可部南4丁目17番	C	3	無	3.8	1.0	1.2	23.11.28~23.11.29	72.6	69.3	×	×	-	-	-	-
21	一般国道54号	広島市安佐北区可部3丁目3番	C	2	無	2.5	0.0	1.2	23.11.21~23.11.22	69.3	67.7	○	×	-	-	-	-
22	一般国道487号	広島市南区宇品御幸4丁目1番	C	2	無	3.4	4.0	1.2	23.12.6~23.12.7	66.6	58.5	○	○	-	-	-	-
23	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野西1丁目38番	B	4	有	25.6	8.0	1.2	23.11.15~23.11.16	54.5	49.0	○	○	-	-	-	-
24	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野南1丁目20番	B	4	無	4.6	1.5	1.2	23.11.7~23.11.14	70.3	63.8	×	○	132	59	13.6	6.8
25	主要地方道広島三次線	広島市南区比治山本町19番	C	2	無	4.6	0.0	1.2	23.11.28~23.11.29	65.7	59.5	○	○	-	-	-	-
26	主要地方道広島三次線	広島市南区的場町2丁目7番	C	6	無	5.0	0.0	1.2	23.11.28~23.11.29	65.5	61.4	○	○	-	-	-	-
27	主要地方道広島三次線	広島市南区猿橋町4番	C	2	無	3.3	0.0	1.2	23.11.24~23.11.25	66.4	57.9	○	○	-	-	-	-
28	主要地方道広島三次線	広島市東区牛田本町5丁目7番	B	2	無	2.1	5.0	1.2	23.11.24~23.11.25	66.3	59.2	○	○	-	-	-	-
29	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区安東2丁目15番	C	4	無	2.8	0.0	1.2	23.10.26~23.11.2	69.0	63.6	○	○	430	188	7.7	3.2
30	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区高取北3丁目12番	C	4	無	2.5	5.0	1.2	23.11.21~23.11.22	69.9	64.2	○	○	-	-	-	-
31	主要地方道広島湯来線	広島市西区田方2丁目2番	A	2	有	7.8	5.0	1.2	23.11.30~23.12.1	59.5	58.7	○	○	-	-	-	-
32	主要地方道翠町仁保線	広島市南区仁保4丁目2番	B	5	無	3.6	2.0	1.2	23.11.15~23.11.16	67.0	62.4	○	○	-	-	-	-
33	一般県道府中祇園線	広島市東区戸坂出江2丁目10番	C	2	無	1.2	4.0	1.2	23.11.21~23.11.22	70.5	67.4	×	×	-	-	-	-
34	一般県道南観音観音線	広島市西区観音新町4丁目6番	C	2	無	4.9	25.0	1.2	23.11.28~23.11.29	64.5	53.8	○	○	-	-	-	-
35	一般県道伴広島線	広島市佐伯区五日市町石内	B	2	無	2.7	6.0	1.2	23.11.30~23.12.1	68.9	60.2	○	○	-	-	-	-
36	一般県道伴広島線	広島市西区天満町9番	C	2	無	1.8	0.0	1.2	23.11.28~23.11.29	67.2	61.6	○	○	-	-	-	-
37	一般市道西4区210号線	広島市西区庚午南1丁目1番	B	4	有	15.3	5.5	1.2	23.11.28~23.11.29	53.7	50.3	○	○	-	-	-	-
38	一般市道駅前吉島線	広島市南区京橋町10番	C	10	無	6.0	0.0	1.2	23.11.24~23.11.25	64.1	59.8	○	○	-	-	-	-
39	一般市道中広宇品線	広島市中区広瀬町2番	B	4	無	5.1	7.4	1.2	23.11.30~23.12.1	66.4	59.4	○	○	-	-	-	-
40	一般市道中広宇品線	広島市中区上轡町10番	C	4	無	3.8	0.0	1.2	23.11.24~23.11.25	69.1	64.2	○	○	-	-	-	-
41	一般市道中広宇品線	広島市南区段原南1丁目25番	B	6	無	6.3	5.0	1.2	23.11.28~23.11.29	70.0	63.7	○	○	-	-	-	-
42	一般市道松原京橋線	広島市東区上大須賀町15番	C	4	有	7.5	7.5	1.2	23.11.24~23.11.25	62.9	60.3	○	○	-	-	-	-
43	一般国道183号	広島市中区十日市町1丁目1番	C	6	無	5.9	0.0	1.2	23.11.30~23.12.1	68.4	62.6	○	○	-	-	-	-
44	一般国道183号	広島市西区大宮1丁目1番	C	6	無	6.2	0.0	1.2	23.11.30~23.12.1	69.7	66.7	○	×	-	-	-	-
45	一般国道183号	広島市安佐南区長東2丁目1番	C	4	無	1.6	0.7	1.2	23.11.21~23.11.22	72.1	69.1	×	×	-	-	-	-
46	一般国道183号	広島市安佐南区中須1丁目13番	C	4	無	2.4	0.0	1.2	23.11.21~23.11.22	70.5	65.3	×	×	-	-	-	-
47	一般国道54号 (可部バイパス)	広島市安佐北区可部南4丁目20番	B	2	無	21.1	0.0	1.2	23.11.28~23.11.29	64.1	56.6	○	○	-	-	-	-

番号	道路名	測定場所	環境基準 車線数 防音壁の有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル(dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)			
				車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上から の高さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
								Leq (6時 ~22時)	Leq (22時 ~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過							
48	一般国道54号 (可部バイパス)	広島市安佐北区可部 7丁目22番	B	2	無	10.8	1.2	1.2	23.11.21~ 23.11.22	60.4	54.2	○	○	-	-	-	-
49	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野東 6丁目37番	B	2	無	1.0	7.0	1.2	23.10.26~ 23.11.2	73.6	68.3	×	×	214	122	10.3	1.6
50	一般国道261号	広島市安佐北区安佐 町飯室	B	2	無	0.5	4.5	1.2	23.11.21~ 23.11.22	65.1	60.2	○	○	-	-	-	-
51	一般市道南4区832号線	広島市南区宇品西1 丁目2番	B	4	無	2.0	6.0	1.5	23.12.6~ 23.12.7	71.3	65.5	×	×	-	-	-	-
52	主要地方道広島中島線	広島市東区愛宕町9 番	C	2	無	0.0	0.0	1.2	23.11.24~ 23.11.25	63.7	57.9	○	○	-	-	-	-
53	一般県道勝木安古市線	広島市安佐北区安佐 町後山	B	2	無	2.1	2.0	1.5	23.11.24~ 23.11.25	62.2	54.7	○	○	-	-	-	-
54	一般県道勝木安古市線	広島市安佐北区可部 町勝木	B	1	無	0.9	1.7	1.2	23.11.24~ 23.11.25	59.7	50.8	○	○	-	-	-	-
55	主要地方道広島三次線	広島市安佐北区口田 南1丁目17番	B	4	有	8.7	0.0	1.2	23.11.21~ 23.11.22	60.3	53.1	○	○	-	-	-	-
56	主要地方道翠町仁保線	広島市南区日宇那町 5番	B	4	有	3.8	22.0	1.2	23.11.15~ 23.11.16	58.9	54.1	○	○	-	-	-	-
57	一般市道安佐南3区长東八 木線	広島市安佐南区山本 3丁目10番	C	4	無	3.5	4.0	1.2	23.11.21~ 23.11.22	67.4	61.2	○	○	-	-	-	-
58	広島南道路(高速3号線)	広島市南区宇品海岸 3丁目8番	C	6	有	15.9	1.5	1.2	23.12.6~ 23.12.7	61.7	55.0	○	○	-	-	-	-
59	一般国道31号	呉市天応大浜2丁目1 番	B	2	無	5.6	4.0	1.4	23.10.18~ 23.10.19	70.0	66.0	○	×	208	51	11.2	13.2
60	一般国道185号	呉市広古新開2丁目1 番	C	6	無	8.7	30.0	3.2	23.10.6~ 23.10.7	68.0	63.0	○	○	401	67	7.5	7.7
61	一般国道185号	呉市阿賀中央6丁目2 番	C	4	無	8.8	4.5	4.9	23.11.14~ 23.11.15	69.0	64.0	○	○	423	-	10.4	-
62	一般国道185号	呉市安浦町安登西2 丁目8番	C	2	無	4.1	15.0	2.4	23.10.27~ 23.10.28	67.0	62.0	○	○	151	-	11.9	-
63	一般国道185号	呉市警固屋6丁目4番	B	2	無	2.7	10.0	3.0	23.11.7~ 23.11.8	68.0	62.0	○	○	199	-	10.6	-
64	一般国道185号	三原市須波1丁目2番	C	2	無	7.5	0.0	1.2	23.11.15~ 23.11.16	64.0	59.0	○	○	223	32	2.3	9.0
65	一般国道185号	三原市幸崎町熊地 4148-12	C	2	無	1.0	0.0	1.2	23.11.15~ 23.11.16	66.0	61.0	○	○	91	12	3.7	14.8
66	主要地方道三原竹原線	三原市小泉町5675-1	C	2	無	3.3	43.0	1.2	23.11.15~ 23.11.16	68.0	60.0	○	○	122	14	6.0	7.2
67	一般国道2号	三原市本郷町南方 6772-2	B	4	無	3.0	26.0	1.2	23.11.29~ 23.11.30	70.0	69.0	○	×	148	76	26.3	71.1
68	主要地方道瀬野川福富本郷 線	三原市本郷町船木 1529-4	C	2	無	5.8	18.0	1.2	23.11.29~ 23.11.30	67.0	62.0	○	○	112	18	9.8	23.7
69	一般県道下徳良本郷線	三原市本郷町船木 6056-4	B	2	無	2.9	35.0	1.2	23.11.29~ 23.11.30	64.0	54.0	○	○	25	2	4.4	3.4
70	一般国道2号	尾道市高須町黒崎 845-1	B	2	無	3.0	25.0	1.2	23.11.22~ 24.1.18	67.2	61.8	○	○	142	58	7.7	1.0
71	一般国道2号	尾道市久保3-2-8	C	2	無	3.0	15.0	1.2	23.11.22~ 24.1.18	68.4	68.8	○	×	175	38	7.4	2.6
72	一般国道2号 (バイパス)	尾道市門田町3180-2	B	4	有	5.0	15.0	1.2	23.11.4~ 24.1.18	56.0	53.6	○	○	489	173	16.9	47.4
73	一般国道184号	尾道市栗原町5908-1	C	4	無	3.0	10.0	1.2	23.11.4~ 24.1.19	68.6	62.7	○	○	226	56	4.5	3.6
74	主要地方道福山尾道線	尾道市美ノ郷町下三 成197-1	A	2	無	3.0	10.0	1.2	23.11.4~ 24.1.6	70.8	61.9	×	○	128	56	27.2	6.3
75	一般国道184号	尾道市美ノ郷町木船 1303-2	C	2	有	5.0	25.0	1.2	23.11.4~ 24.1.6	72.4	68.6	×	×	174	58	18.2	8.7
76	一般国道317号	尾道市向島町東富浜 (天満屋ハッピータ ウン南)	C	2	無	3.0	15.0	1.2	23.11.10~ 24.1.20	66.8	57.1	○	○	133	44	9.4	3.4
77	一般国道184号	尾道市御調町大字市 969-3	B	2	無	3.0	7.0	1.2	23.11.2~ 24.1.6	68.6	63.2	○	○	93	29	14.8	3.4
78	一般国道486号	尾道市御調町大字本 276	B	2	無	3.0	10.0	1.2	23.11.2~ 24.1.6	68.6	63.2	○	○	99	34	15.9	14.7
79	一般国道317号	尾道市因島田熊町 4482-7	C	2	無	3.0	15.0	1.2	23.11.10~ 24.1.20	66.4	61.9	○	○	123	48	8.5	2.1
80	一般国道317号	尾道市因島中庄町 646-8	C	2	無	3.0	15.0	1.2	23.11.10~ 24.1.20	63.6	58.6	○	○	144	46	4.0	0.0
81	主要地方道生口島循環線	尾道市瀬戸町名荷 2246-2	B	2	無	3.0	15.0	1.2	23.11.10~ 24.1.20	67.0	59.3	○	○	58	21	10.8	2.4
82	一般県道草深古市松永線	尾道市浦崎町1892-1	B	1	無	3.0	10.0	1.2	23.11.22~ 24.1.13	64.7	57.9	○	○	46	10	4.3	0.0
83	一般国道182号	福山市南蔵王町	C	4	無	4.3	-	1.2	23.11.30~ 23.12.1	72.0	71.0	×	×	471	241	8.7	14.1
84	一般国道2号	福山市引野町	C	4	無	2.2	-	1.2	23.12.5~ 23.12.6	73.0	70.0	×	×	343	168	18.1	29.8
85	一般国道2号	福山市東桜町	C	6	無	7.3	-	1.2	23.12.12~ 23.12.13	68.0	67.0	○	×	572	130	16.6	60.0
86	一般国道2号	福山市手城町	C	4	無	3.9	-	1.2	23.12.5~ 23.12.6	72.0	71.0	×	×	431	161	13.0	19.3
87	主要地方道神辺大門線	福山市伊勢丘	A	2	無	7.6	-	1.2	23.11.30~ 23.12.1	65.0	60.0	○	○	227	58	3.5	1.7
88	一般市道福山駅手城線	福山市手城線	B	4	無	5.5	-	1.2	23.11.24~ 23.11.25	67.0	60.0	○	○	198	53	5.6	0.0
89	一般市道芦田川右岸線	福山市山手町	B	2	無	13.8	-	1.2	23.12.12~ 23.12.13	64.0	57.0	○	○	206	55	9.7	9.1
90	一般国道186号	大竹市元町4丁目13 番	B	2	無	2.0	15.0	1.2	23.11.22~ 23.11.22	51.7	53.0	○	○	12	4	0.0	0.0
91	一般市道玖波青木線	大竹市黒川2丁目8番	B	2	無	1.0	8.0	1.2	23.11.22~ 23.11.22	64.9	-	○	-	75	-	2.7	-
92	主要地方道大竹湯来線	大竹市玖波町	B	2	無	2.0	50.0	1.2	23.11.22~ 23.11.22	65.7	-	○	-	28	-	17.9	-
93	一般国道2号	廿日市市本町1番12 号(廿日市警察署)	C	2	無	2.4	18.0	1.2	23.10.24~ 23.10.25	71.0	65.0	×	○	200	28	4.8	6.5
94	一般国道2号 (西広島バイパス)	廿日市市下平良365 -1(ジャパンライ フ前)	C	4	無	3.8	-	1.2	23.10.24~ 23.10.25	74.0	71.0	×	×	629	153	14.4	36.4

番号	道路名	測定場所	環境基準 類型	車線 数	防音壁の 有無	測定位置 (m)			測定年月日	騒音レベル (dB)		環境基準評価		交通量 (台/10分)		大型車混入率 (%)	
						車道端 からの 距離	住宅等 からの 距離	地上か らの高 さ		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
										Leq (6時 ~22時)	Leq (22時 ~6時)	○環境基準達成 ×環境基準超過	○環境基準達成 ×環境基準超過				
95	一般国道2号 (西広島バイパス)	廿日市市下平良368 (ジャパライフ後)	C	4	無	30.0	-	1.2	23.10.24~ 23.10.25	58.0	56.0	○	○	629	153	14.4	36.4
96	山陽自動車道	廿日市市宮園四丁目 2番18号(仲谷宅)	A	4	有	17.3	2.7	1.2	23.10.24~ 23.10.25	55.0	53.0	○	○	254	143	39.0	79.0
97	一般国道2号	廿日市市宮島口1丁 目4番14号(Simple stay 宮島横)	C	2	無	0.0	9.2	1.2	23.10.19~ 23.10.20	74.0	73.0	×	×	251	94	23.6	52.6
98	一般国道2号	廿日市市大野1丁目4 番18号(広島信用金 庫大野支店横)	B	2	無	2.2	-	1.2	23.10.19~ 23.10.20	71.0	71.0	×	×	252	83	22.3	54.8
99	一般国道2号	廿日市市大野1丁目4 番18号(広島信用金 庫大野支店横)	B	2	無	20.0	-	1.2	23.10.19~ 23.10.20	62.0	62.0	○	○	252	83	22.3	54.8
100	一般市道物見山1号線	廿日市市物見東1丁 目20番4号(広島県 立宮島工業高等学校 安芸郡府中町青崎南 5-15(マツダ病院 前))	A	2	無	1.6	27.0	1.2	23.10.19~ 23.10.20	63.0	56.0	○	○	29	3	12.3	29.0
101	一般県道広島海田線	安芸郡海田町国信1 丁目6番40号(榎大 樹 道路端)	C	4	無	5.0	4.0	1.2	23.11.24~ 23.11.25	71.2	68.1	×	×	-	-	-	-
102	一般国道2号	安芸郡海田町国信1 丁目6番40号(榎大 樹 道路端)	C	4	無	-	5.0	1.2	23.12.7~ 23.12.8	74.0	73.0	×	×	342	103	21.5	49.3
103	一般国道2号	安芸郡海田町国信一 丁目6番40号(榎大 樹 道路後背地)	C	4	無	-	27.0	1.2	23.12.7~ 23.12.8	62.0	61.0	○	○	342	103	21.5	49.3
104	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5 番16号(ハ'ーサツク ロス前 道路端)	C	4	無	-	2.3	1.2	23.12.7~ 23.12.8	74.0	72.0	×	×	425	122	10.3	14.8
105	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5 番16号(ハ'ーサツク ロス前 道路後背)	C	4	無	-	32.3	1.2	23.12.7~ 23.12.8	65.0	64.0	○	○	425	122	10.3	14.8
106	主要地方道矢野安浦線	安芸郡熊野町萩原2 丁目2-5	B	2	無	2.0	-	1.2	23.12.1~ 23.12.2	71.0	67.0	×	×	207	34	12.6	12.9
107	一般県道瀬野呉線	安芸郡熊野町萩原9 丁目6441-1	B	2	無	0.0	-	1.2	23.12.1~ 23.12.2	71.0	65.0	×	○	143	21	6.9	7.7
108	一般国道31号	安芸郡坂町北新地1 丁目2番(坂町立北 新地運動公園前)	C	2	無	1.0	-	1.2	24.1.18~ 24.1.19	76.0	73.0	×	×	214	47	10.8	16.9
109	一般国道31号	安芸郡坂町北新地1 丁目2番(坂町立北 新地運動公園内)	C	2	無	20.0	-	1.2	24.1.18~ 24.1.19	63.0	60.0	○	○	214	47	10.8	16.9
110	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東1 丁目21番(岡公園)	C	4	無	0.8	40.7	1.2	24.1.18~ 24.1.19	69.0	63.0	○	○	276	58	14.8	22.5
111	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東1 丁目21番(岡公園 内)	C	4	無	30.0	-	1.2	24.1.18~ 24.1.19	61.0	54.0	○	○	276	58	14.8	22.5
112	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1 丁目3番6号(西谷建 工業(株)前)	B	2	無	1.0	55.0	1.2	24.1.18~ 24.1.19	74.0	70.0	×	×	287	65	12.4	20.8
113	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1 丁目3番6号(西谷建 工業(株)横)	B	2	無	20.0	-	1.2	24.1.18~ 24.1.19	62.0	58.0	○	○	287	65	12.4	20.8

資料：県環境保全課

6 自動車騒音環境基準達成状況の経年



7 道路交通振動測定結果

(平成23年度)

番号	道路名	測定場所	振動規制区域の区分	測定位置(m)			測定年月日	振動レベル(dB)		要請限度評価		交通量(台/10分)	
				車線数	車道端からの距離	住宅等からの距離		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
								(7時～19時)	(19～7時)	○要請限度以下 ×要請限度超過			
1	一般国道2号	広島市安芸区上瀬野2丁目12番	第1種	2	1.2	7.1	23.11.7～23.11.14	42	44	○	○	209	141
2	一般国道2号	広島市安芸区中野東6丁目1番	第2種	2	1.8	0.5	23.11.7～23.11.14	41	42	○	○	309	166
3	一般国道2号	広島市南区霞2丁目9番	第2種	6	2.8	0.0	23.10.26～23.11.2	47	46	○	○	719	421
4	一般国道54号	広島市安佐南区八木5丁目12番	第2種	4	2.1	1.0	23.10.26～23.11.2	45	38	○	○	398	184
5	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野南1丁目20番	第1種	4	4.6	1.5	23.11.7～23.11.14	46	33	○	○	132	59
6	主要地方道広島豊平線	広島市安佐南区安東2丁目15番	第2種	4	2.8	0.0	23.10.26～23.11.2	35	29	○	○	430	188
7	主要地方道矢野安浦線	広島市安芸区矢野東6丁目37番	第1種	2	1.0	7.0	23.10.26～23.11.2	42	34	○	○	214	122
8	一般国道31号	呉市天応大浜2丁目1番	第1種	2	2.4	4.0	23.10.18～23.10.19	43	37	○	○	222	90
9	一般国道185号	呉市広古新開2丁目1番	第2種	6	0.8	30.0	23.10.6～23.10.7	39	31	○	○	445	135
10	一般国道2号	尾道市高須町黒崎845-1	第1種	2	3.0	25.0	23.11.22～24.1.18	40	29	○	○	142	58
11	一般国道2号	尾道市久保3-2-8	第2種	2	3.0	15.0	23.11.22～24.1.18	47	37	○	○	175	38
12	一般国道2号(バイパス)	尾道市門田町3180-2	第1種	4	5.0	15.0	23.11.4～24.1.18	38	32	○	○	489	173
13	一般国道184号	尾道市栗原町5908-1	第2種	4	3.0	10.0	23.11.4～24.1.19	34	34	○	○	226	56
14	主要地方道福山尾道線	尾道市美ノ郷町下三成197-1	第1種	2	3.0	10.0	23.11.4～24.1.6	37	25	○	○	128	56
15	一般国道184号	尾道市美ノ郷町木船1303-2	第1種	2	3.0	25.0	23.11.4～24.1.6	38	25	○	○	174	58
16	一般国道317号	尾道市向島町東富浜天満屋ハッピータウン南	第2種	2	3.0	15.0	23.11.10～24.1.20	38	38	○	○	133	44
17	一般国道184号	尾道市御調町大字市969-3	第1種	2	3.0	7.0	23.11.2～24.1.6	40	43	○	○	93	29
18	一般国道486号	尾道市御調町大字本276	第1種	2	3.0	10.0	23.11.2～24.1.6	35	42	○	○	99	34
19	一般国道317号	尾道市因島田熊町4482-7	第2種	2	3.0	15.0	23.11.10～24.1.20	41	42	○	○	123	48
20	一般国道317号	尾道市因島中庄町646-8	第2種	2	3.0	15.0	23.11.10～24.1.20	35	43	○	○	144	46
21	主要地方道生口島循環線	尾道市瀬戸田町名荷2246-2	第1種	2	3.0	15.0	23.11.10～24.1.20	41	41	○	○	58	21
22	一般県道草深古市松永線	尾道市浦崎町1892-1	第1種	1	3.0	10.0	23.11.22～24.1.13	43	35	○	○	46	10
23	一般国道182号	福山市南蔵王町	第2種	4	4.3	-	23.11.30～23.12.1	52	49	○	○	471	241
24	一般国道2号	福山市引野町	第2種	4	2.2	-	23.12.5～23.12.6	53	52	○	○	343	168
25	一般国道2号	福山市東桜町	第2種	6	7.3	-	23.12.12～23.12.13	41	43	○	○	572	130
26	一般国道2号	福山市手城町	第2種	4	3.9	-	23.12.5～23.12.6	56	57	○	○	431	161
27	主要地方道神辺大門線	福山市伊勢丘	第1種	2	7.6	-	23.11.30～23.12.1	15	13	○	○	227	58
28	一般市道福山駅手城線	福山市港町	第2種	4	5.5	-	23.11.24～23.11.25	41	33	○	○	198	53
29	一般市道芦田川右岸線	福山市山手町	第1種	2	13.8	-	23.12.12～23.12.13	39	31	○	○	206	55
30	一般国道2号	廿日市市本町1番12号(廿日市警察署前道路端)	第2種	2	2.4	18.0	23.10.24～23.10.25	41	33	○	○	221	59
31	一般国道2号西広島ハイス	廿日市市下平良365-1(ジャパンライフ前道路端)	第2種	4	3.8	-	23.10.24～23.10.25	43	44	○	○	667	270
32	一般国道2号西広島ハイス	廿日市市下平良368(ジャパンライフ後道路後背地)	第2種	4	30.0	-	23.10.24～23.10.25	36	36	○	○	667	270
33	山陽自動車道	廿日市市宮園四丁目2番18号	第1種	4	17.3	2.7	23.10.24～23.10.25	35	37	○	○	241	148
34	一般国道2号	廿日市市宮島口1丁目4番14号(Simple stay宮島横道路端)	第2種	2	0.0	9.2	23.10.19～23.10.20	52	55	○	○	275	123
35	一般国道2号	廿日市市大野1丁目4番18号(広島信用金庫大野支店横)	第1種	2	2.2	-	23.10.19～23.10.20	50	51	○	○	273	120

番号	道路名	測定場所	振動規制区域の区分	車線数	測定位置(m)		測定年月日	振動レベル(dB)		要請限度評価		交通量(台/10分)	
					車道端からの距離	住宅等からの距離		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
								(7時～19時)	(19～7時)	○要請限度以下 ×要請限度超過	○要請限度以下 ×要請限度超過		
36	一般国道2号	廿日市市大野1丁目4番18号 (広島信用金庫大野支店横)	第1種	2	20.0	-	23.10.19～23.10.20	44	45	○	○	273	120
37	一般市道物見山1号線	廿日市市物見東1丁目20番4号(広島県立宮島工業高等学校前道路端)	第1種	2	1.6	27.0	23.10.19～23.10.20	33	22	○	○	33	8
38	一般県道広島海田線	安芸郡府中町青崎南2番15号	第2種	2	3.0	3.0	23.11.24～23.11.25	41	38	○	○	-	-
39	一般国道2号	安芸郡海田町国信1丁目6番40号(榊大樹道路端)	第2種	4	5.0	26.6	23.12.7～23.12.8	50	50	○	○	342	103
40	一般国道2号	安芸郡海田町国信1丁目6番40号(榊大樹道路後背)	第2種	4	27.0	4.6	23.12.7～23.12.8	47	47	○	○	342	103
41	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(ハーレーサンタクロス前道路)	第2種	4	2.3	39.3	23.12.7～23.12.8	46	40	○	○	425	122
42	一般国道31号	安芸郡海田町栄町5番16号(ハーレーサンタクロス前道路後背地)	第2種	4	32.3	9.3	23.12.7～23.12.8	45	36	○	○	425	122
43	一般国道31号	安芸郡坂町北新地1丁目2番(坂町立北新地運動公園)	第2種	2	1.0	-	24.1.18～24.1.19	44	37	○	○	241	77
44	一般国道31号	安芸郡坂町北新地1丁目2番(坂町立北新地運動公園)	第2種	2	20.0	-	24.1.18～24.1.19	40	33	○	○	241	77
45	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東1丁目21番(岡公園前)	第2種	4	0.8	40.7	24.1.18～24.1.19	50	39	○	○	303	104
46	一般国道31号	安芸郡坂町横浜東1丁目21番(岡公園内)	第2種	4	30.0	-	24.1.18～24.1.19	44	34	○	○	303	104
47	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1丁目3番6号[西谷建工業(榊前)]	第1種	2	1.0	55.0	24.1.18～24.1.19	49	42	○	○	318	108
48	一般国道31号	安芸郡坂町小屋浦1丁目3番6号[西谷建工業(榊横)]	第1種	2	20.0	-	24.1.18～24.1.19	42	36	○	○	318	108

資料: 県環境保全課

8 面的評価による自動車騒音の環境基準達成状況

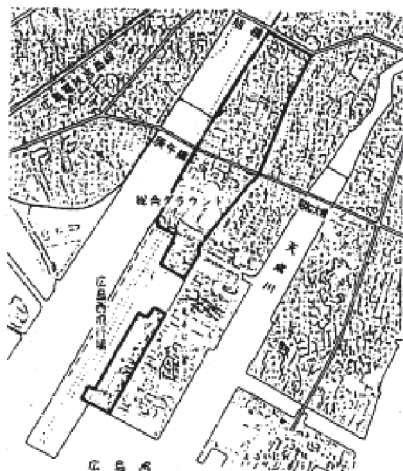
(平成22年度)

番号	市町	対象路線	区間延長 距離 (km)	評価対象 戸 数	環境基準達成状況 (注)			
					昼夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜間とも 基準値超過
1	広島市	国道2号, 国道54号他	597.9	104,828	90,272 86.1%	3,830 3.7%	1,389 1.3%	9,337 8.9%
2	呉市	国道31号線, 国道185号線他	50.0	14,120	13,405 94.9%	208 1.5%	102 0.7%	405 2.9%
3	三原市	国道2号線	12.8	1,379	1,129 81.9%	204 14.8%	0 0.0%	46 3.3%
4	尾道市	国道2号線, 尾道バイパス	16.0	2,993	2,985 99.7%	0 0.0%	7 0.2%	1 0.0%
5	福山市	国道2号線, 国道182号線他	95.4	12,373	12,063 97.5%	103 0.8%	0 0.0%	207 1.7%
6	府中市	国道486号線	4.0	570	486 85.3%	34 6.0%	0 0.0%	50 8.8%
7	三次市	国道183号線	3.8	451	434 96.2%	0 0.0%	17 3.8%	0 0.0%
8	大竹市	国道2号線	6.8	775	462 59.6%	151 19.5%	0 0.0%	162 20.9%
9	東広島市	国道486号線	7.1	681	589 86.5%	14 2.1%	0 0.0%	78 11.5%
10	廿日市市	国道2号線, 西広島バイパス	20.4	2,189	1,778 81.2%	170 7.8%	0 0.0%	241 11.0%
11	府中町	県道広島海田線	1.4	282	240 85.1%	19 6.7%	0 0.0%	23 8.2%
12	海田町	国道2号線, 国道31号線	4.3	1,020	870 85.3%	100 9.8%	0 0.0%	50 4.9%
13	熊野町	主要地方道矢野安浦線	2.7	296	294 99.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 0.7%
14	坂町	国道31号線	7.2	527	444 84.3%	37 7.0%	0 0.0%	46 8.7%
合計	10市4町	-	829.8	142,484	125,451 88.0%	4,870 3.4%	1,515 1.1%	10,648 7.5%

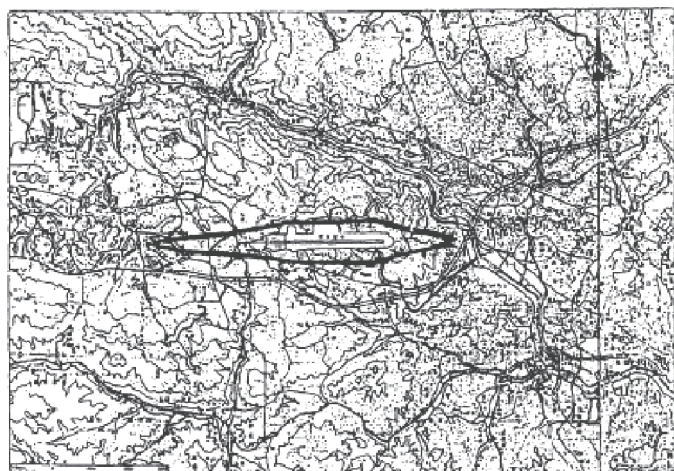
資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市
(注) 上段：基準達成戸数，下段：基準達成戸数割合

9 航空機騒音に係る環境基準の地域指定図

(広島西飛行場)



(広島空港)



資料：県環境保全課
凡例 航空機騒音に係る環境基準の類型指定地域(類型II)

10 航空機騒音短期測定結果

(1) 広島空港

WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)

番号	測定場所	23年度		
		9~1月調査	1~2月調査	通年
1	東広島市河内町入野 元兼地区	58.1	58.8	58.5
2	" " " 杣木地区	62.8	64.3	63.6
3	" " " 有田峰団地	60.9	63.0	62.1
4	" " " 有田陰地地区	59.9	61.0	60.5
5	" " " 徳広地区	60.1	62.3	61.3
6	" " " 栃木地区	58.9	60.4	59.7
7	" " " 中倉地区	55.0	56.8	56.0
8	" " " 木梨地区	53.4	53.9	53.7
9	" " " 大内原地区	55.5	56.8	56.2
10	" " " 大仙地区	58.9	60.0	59.5
11	" " " (河内企業団地内)	66.1	66.3	66.2
12	" " " (民家)	64.6	65.0	64.8
13	三原市本郷町善入寺 本谷地区	48.2	52.9	51.2
14	" " 船木 平坂地区	60.4	61.0	60.7
15	" " " 菅地区	61.4	60.7	61.1
16	" " " 亀津地区	62.7	62.7	62.7
17	" " " 金売地区	62.1	63.0	62.6
18	" " " 川西下地区	61.1	61.5	61.3
19	" " " 片側東地区	62.2	62.2	62.2
20	" " " 兼広地区	62.2	61.0	61.6
21	" " " 下中筋下地区	60.3	59.0	59.7
22	" " " 中ノ谷地区	64.2	63.5	63.9

資料：県環境保全課、県空港振興課

(2) 広島西飛行場

WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)

番号	測定場所	23年度		
		8月調査	11月調査	通年
1	広島市西区観音新町二丁目13番	71.1	66.9	69.5
2	" " " 三丁目8番	48.0	49.6	48.9
3	" " 南観音五丁目16番	58.6	59.3	59.0
4	" " " 四丁目13番	55.7	53.1	54.6
5	" " " 二丁目9番	47.8	46.4	47.2
6	" " 観音新町一丁目11番	39.9	44.6	42.9
7	" " " 四丁目8番	61.3	61.5	61.4
8	" " " 四丁目12番	55.6	55.9	55.8
9	" " 扇一丁目1番	55.0	53.7	54.4

資料：広島市

11 航空機騒音常時測定結果

(1) 広島空港

WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)

番号	測定場所	23年度パワー平均値
1	東広島市河内町入野字河隅 (県道広島空港線道路用地)	69.9
2	" " " 字元兼 (元兼集会所)	65.5
3	" " " 字重広 (中央老人集会所)	63.3
4	三原市本郷町船木字東藤附 (川西上集会所)	63.7
5	" " 善入寺字正広 (正広ヶ丘集会所)	63.2

資料 県環境保全課、県空港振興課

12 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の範囲	地域の区分	該当類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については、400m）以内の地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域の地域並びに未規制地域	I
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）の地域	II

13 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

（平成23年度）

番号	測定場所	環境基準の地域類型	線路構造	線路の高さ（m）	防音壁の有無	測定年月日	騒音レベル（dB）						振動レベル（dB）			列車速度（km/時）	測定列車本数	
							12.5m	25m	50m	100m	150m	200m	300m	12.5m	25m			50m
							1	広島市佐伯区利松二丁目	I	高架	8.4	有	H24.1.20	74	71			68
2	広島市西区横川新町	I	PC桁	18.4	有	H24.1.23	60	60	59	58				45	45	146	22	
3	広島市中区西白鳥町	I	合成桁	15.0	有	H24.1.24	75	70	66	62				48	43	114	28	
4	広島市安芸区中野三丁目	I	盛土	0.4	無	H24.1.31	61	58					53	46		70	20	
5	三原市本郷町上北方982番地2	II	切土	-6.0	有	H23.11.24		75								271	20	
6	三原市本郷町上北方2152番地6西側	II	切土	-3.0	有	H23.11.24		74								291	20	
7	三原市長谷二丁目8番	II	高架	6.0	有	H23.11.25		74								282	20	
8	三原市長谷一丁目19番	II	高架	6.0	有	H23.12.1		71								281	20	
9	福山市山手町	I	高架	11.7	有	H23.10.24		72	70	68				52	47	210	20	
10	福山市東深津町三丁目	II	高架	14.8	有	H23.10.25		71	68	65				49	44	188	20	
11	福山市引野町二丁目	I	高架	13.7	有	H23.10.26		69	68	65				55	51	259	20	
12	安芸郡府中町浜田三丁目交差点付近	I	PC桁	7.6	有	H23.11.26		68	61					43	36	175	20	

各市町調べ

- （注）
- 騒音レベル及び振動レベルの項の「25m」等の距離は、新幹線鉄道の軌道中心線からの測定位置を示す。
 - 騒音レベルは、測定列車ごとの騒音のピークレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均したものである。
 - 振動レベルは、測定列車ごとの振動のピークレベルの大きさが上位半数のものを算術平均したものである。
 - 騒音レベルの欄中*印は、環境基準を超えているものを示す。
 - 列車速度は、測定列車ごとの速度を平均したものである。

14 騒音規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域であって、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域であって、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする地域として知事が指定した区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域であって、その地域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域（工業専用地域を含む。）であって、その地域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域として知事が指定した区域

15 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分	騒音規制法	生活環境保全条例
第1種区域	昼間	50デシベル	50デシベル
	朝・夕	45デシベル	45デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第2種区域	昼間	55デシベル	55デシベル
	朝・夕	50デシベル	50デシベル
	夜間	45デシベル	45デシベル
第3種区域	昼間	60デシベル	65デシベル
	朝・夕	60デシベル	65デシベル
	夜間	50デシベル	55デシベル
第4種区域	昼間	70デシベル	70デシベル
	朝・夕	70デシベル	70デシベル
	夜間	60デシベル	65デシベル

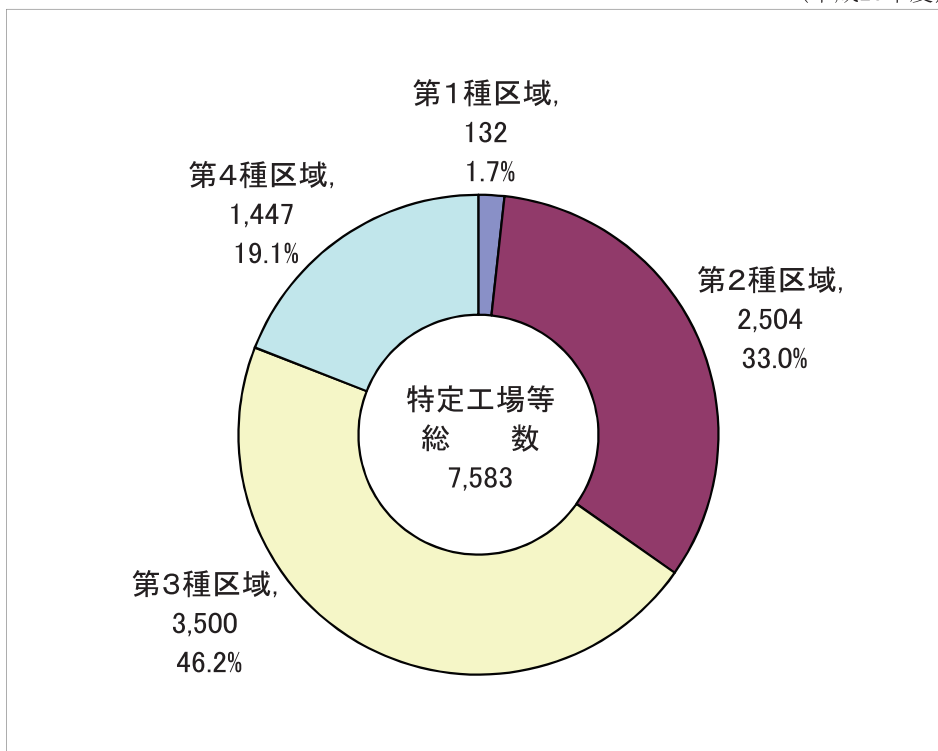
(注) 時間の区分のうち、「昼間」とは午前8時から午後6時までを、「朝・夕」とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までを、「夜間」とは午後10時から午前6時まで

16 特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準

騒音レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
85デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

17 騒音規制区域別の特定工場等数

(平成23年度)



18 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定施設の届出状況

(平成24年3月31日現在)

区分	特 定 施 設																				合 計	特定工場等数(実数)	特定工場等数の構成比(%)
	騒音規制法										生活環境保全条例												
	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破砕機等	織機	建設用資材製造機械	穀物用製粉機	木材加工機	抄紙機	印刷機	射出成形樹脂型機	鋳造型機	金属加工機械	空気圧縮機等	ブロッキングマシント	木材加工機	ダイカストマシン	オシレーターコンベア	電動発動機					
合計	7,785	19,958	1,139	1,072	152	402	3,972	26	1,674	1,459	227	37,866	16,953	7,552	134	6,174	223	142	570	31,748	69,614	5,099	100.0
広島	2,837	6,393	219	56	43	13	1,105	0	986	385	85	12,122	6,081	3,229	36	2,141	101	119	138	11,845	23,967	1,966	38.6
広島西	161	1,619	57	0	12	1	367	9	99	130	0	2,455	357	419	6	287	0	0	2	1,071	3,526	217	4.3
呉	1,221	2,333	180	52	19	2	356	17	150	141	13	4,484	3,550	646	12	295	11	5	149	4,668	9,152	565	11.1
芸北	155	156	6	0	5	0	21	0	3	34	68	448	62	97	3	19	1	0	0	182	630	79	1.5
広島中央	549	1,639	69	0	9	6	146	0	41	335	5	2,799	1,573	516	1	127	4	0	4	2,225	5,024	254	5.0
尾三	905	2,121	160	94	27	4	398	0	102	141	11	3,963	1,573	857	22	506	37	0	23	3,018	6,981	632	12.4
福山・府中	1,630	5,329	422	870	27	376	1,356	0	234	210	30	10,484	3,242	1,632	48	2,563	24	18	246	7,773	18,257	1,211	23.7
備北	327	368	26	0	10	0	223	0	59	83	15	1,111	515	156	6	236	45	0	8	966	2,077	175	3.4

資料：県環境保全課

- (注) 1 特定工場等とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。
 2 工場・事業場が騒音規制法と生活環境保全条例の両者の特定工場等に該当しているときは、これを1工場として集計した。
 3 区分は広域行政圏による。

19 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成23年度)

区分	合計	構成比(%)	作く 業 い 打 機 等 を 使 用 す る	作 び よ う 打 機 を 使 用 す る	業 さ く 岩 機 を 使 用 す る	作 空 業 気 圧 縮 機 を 使 用 す る	等 コ ン ク リ ー ト プ ラ ン ト を 設 け て 行 う 作 業	作 バ ッ ク ホ ウ を 使 用 す る	使 用 す る 作 業 機 械 の シ ョ ベ ル を	ブ ル ド ー ザ ー を 使 用 す る
合計	1,073	100.0	178	1	701	85	3	98	1	6
広島	666	62.1	116	1	449	48	2	45	0	5
広島西	34	3.2	5	0	10	9	0	10	0	0
呉	76	7.1	5	0	54	6	1	9	1	0
芸北	10	0.9	1	0	6	0	0	3	0	0
広島中央	44	4.1	10	0	7	13	0	14	0	0
尾三	79	7.4	15	0	57	2	0	5	0	0
福山・府中	151	14.1	26	0	116	2	0	6	0	1
備北	13	1.2	0	0	2	5	0	6	0	0

資料：県環境保全課

- (注) 区分は広域行政圏による。

20 騒音規制法及び生活環境保全条例に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成23年度)

区分	対象数	立入件数				計画変更勧告	改善勧告	改善命令
		件数	騒音測定					
			件数	基準適合数	基準不適合数			
法	特定工場等	5,115	224	142	134	8	0	0
	特定建設作業	1,073	37	30	29	1	0	0
条例	特定工場等	5,096	145	88	84	4	0	0

資料：県環境保全課

21 振動規制法に基づく規制区域の区分

区域の区分	区域の範囲
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域

22 振動規制法に基づく地域の指定図

(平成24年3月31日現在)



資料：県環境保全課

23 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前7時)
第1種区域	騒音規制区域の区分が、第1種区域及び第2種区域に属する区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	騒音規制区域の区分が、第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域	65デシベル	60デシベル

24 特定建設作業において発生する振動の規制に関する基準

振動レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
75デシベルを超えないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内		禁止

(注) 第1号区域とは、騒音規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうちの学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいい、第2号区域とは、騒音規制区域のうちの第1号区域以外の区域をいう。

25 振動規制区域別の特定工場等数

(平成24年3月31日現在)

総数	第1種区域	第2種区域
2,622	812 (31.0%)	1,810 (69.0%)

資料：県環境保全課

26 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(平成23年度)

区分	合計	構成比 (%)	金属加工機械	圧縮機	土石用破砕機等	織機	ロコックマリシート等ブ	木材加工機械	印刷機	ゴム練用ロール機等	機合成樹脂用射出成形	鑄造型機
合計	14,806	100.0	6,492	4,419	750	789	54	164	723	156	1,119	140
広島	5,058	34.2	2,686	1,311	212	30	11	33	363	45	336	31
広島西	609	4.1	121	265	22	0	6	30	70	0	87	8
呉	1,916	12.9	903	605	168	0	0	8	65	0	143	24
芸北	237	1.6	167	56	3	0	2	6	1	1	1	0
広島中央	1,114	7.5	369	485	82	0	1	5	28	6	138	0
尾三	1,310	8.8	344	581	110	49	19	7	33	5	156	6
福山・府中	3,915	26.4	1,588	961	138	710	13	39	121	99	175	71
備北	647	4.4	314	155	15	0	2	36	42	0	83	0

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

27 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(平成23年度)

区分	合計	構成比 (%)	作をく業使用打す機する等	るし鋼作て球業破を壊使用	る機舗作を装業使用版破す碎	作をブ業使用す力
合計	731	100.0%	174	0	4	553
広島	447	61.1%	118	0	4	325
広島西	29	4.0%	4	0	0	25
呉	50	6.8%	7	0	0	43
芸北	2	0.3%	1	0	0	1
広島中央	28	3.8%	10	0	0	18
尾三	46	6.3%	9	0	0	37
福山・府中	123	16.8%	25	0	0	98
備北	6	0.8%	0	0	0	6

資料：県環境保全課

(注) 区分は広域行政圏による。

28 振動規制法に基づく特定工場等及び特定建設作業の立入検査等の実施状況

(平成23年度)

区分	対象数	立入件数				計画変更勧告	改善勧告	改善命令	
		件数	振動測定		基準適合数				基準不適合数
			件数	基準適合数					
特定工場等	2,622	75	51	51	0	0	0		
特定建設作業	731	7	5	5	0	0	0		

資料：県環境保全課

29 悪臭防止法に基づく規制地域

(平成24年3月31日現在)

市町名	地域の範囲	規制の区分
呉市	全域	特定悪臭物質による濃度規制
大竹市	都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域の定めのある地域	
広島市, 福山市, 三次市, 廿日市市, 北広島町, 世羅町, 神石高原町	全域	臭気指数規制
安芸高田市	向原町の地域	

30 悪臭の規制基準

区分	規制方式	規制概要													
悪臭防止法	特定悪臭物質による濃度規制	特定悪臭物質		規制基準設定の有無											
	硫化水素	◎	◎	◎	排出水										
アンモニア, トリメチルアミン, プロピオンアルデヒド, ノルマルブチルアルデヒド, イソブチルアルデヒド, ノルマルバレルアルデヒド, イソバレルアルデヒド, イソブタノール, 酢酸エチル, メチルイソブチルケトン, トルエン, キシレン	◎	◎		排出水											
メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル	◎		◎	排出水											
アセトアルデヒド, スチレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸, イソ吉草酸	◎			排出水											
臭気指数規制		規制基準設定の有無													
敷地境界線	◎	◎	◎	排出水											
◎	◎	◎	◎												
生活環境保全条例	指定施設について規制	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 1227 1399 1301">施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 1301 1399 1386">動物の肉, 皮, 骨, 臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1386 1399 1417">イ 原料置場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1417 1399 1449">ロ 蒸解施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1449 1399 1480">ハ 乾燥施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1480 1399 1512">養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1512 1399 1543">イ 飼養施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1543 1399 1574">ロ 収容施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1574 1399 1606">ハ 飼料調理施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1606 1399 1637">ニ 鶏ふん乾燥施設</td> </tr> </tbody> </table>				施設の名称	動物の肉, 皮, 骨, 臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの	イ 原料置場	ロ 蒸解施設	ハ 乾燥施設	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの	イ 飼養施設	ロ 収容施設	ハ 飼料調理施設	ニ 鶏ふん乾燥施設
施設の名称															
動物の肉, 皮, 骨, 臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの															
イ 原料置場															
ロ 蒸解施設															
ハ 乾燥施設															
養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって, 次に掲げるもの															
イ 飼養施設															
ロ 収容施設															
ハ 飼料調理施設															
ニ 鶏ふん乾燥施設															

(注) ◎ : 規制基準あり

31 生活環境保全条例に定める悪臭関係特定施設の届出状況

(平成24年3月31日現在)

区 分	特定施設数									特定事業場数
	合 計	構成比 (%)	肥飼料製造業			養豚・養鶏業				
			原料 置場	蒸 解 施 設	乾 燥 施 設	飼 養 施 設	収 容 施 設	飼 料 調 理 施 設	鶏 ふ ん 乾 施 設	
合 計	645	100.0	13	16	6	499	5	10	96	181
広 島	76	11.8	8	15	3	29	0	1	20	18
広島西	2	0.3	1	0	1	0	0	0	0	1
呉	28	4.3	1	1	1	16	0	7	2	16
芸北	51	7.9	0	0	0	42	3	1	5	34
広島中央	26	4.0	0	0	0	24	0	0	2	4
尾三	377	58.4	1	0	0	332	0	0	44	44
福山・府中	21	3.3	1	0	1	12	2	1	4	15
備北	64	9.9	1	0	0	44	0	0	19	49

資料：県環境保全課

- (注) 1 特定事業場とは、特定施設を有する工場・事業場をいう。
2 区分は広域行政圏による。

32 悪臭防止法に基づく測定及び立入検査の実施状況

(平成23年度)

件数	悪臭測定		立入検査	改善勧告	改善命令
	基準適合数	基準不適合数			
113	97	16	146	3	0

資料：県環境保全課